

居宅介護支援・介護予防支援 重要事項説明書

居宅介護支援及び介護予防支援提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供する事業所の概要

(1) 医療法人社団の概要

法人種別・名称	医療法人社団ユニメディコ
代表者氏名	(理事長)立野 慶
所在地	横浜市泉区領家3-2-4 山手台 IK プラザ2階
連絡先	045-814-6821
事業内容	医科医院診療所の経営・歯科医院診療所の経営・居宅介護支援事業所の経営・訪問介護事業所の経営

(2) 事業所の概要

事業所名	医療法人社団ユニメディコ サンライズ居宅介護支援事業所
事業所番号	1472701166
事業所の所在地	神奈川県三浦市三崎町諸磯 24-1
連絡先	046-874-5915
管理者氏名	主任介護支援専門員 山口 由美子
事業実施地域	三浦市・横須賀市・横浜市の一部

2 営業日及び営業時間

営業日時	月曜日～金曜日 9:00～17:45
休日	土・日・祝日等の国民の休日、及び年末年始(12/29～1/3)
緊急連絡先	営業時間内 上記連絡先 営業日以外 転送 24時間対応

3 職員の体制

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者		1名			1名
介護支援専門員	1名以上	1名以上			2名以上

*職員の配置については、指定基準を順守し資質向上のため研修の機会を確保しています。

4 業務内容

- ご利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、ご利用者の心身の状況に合わせ、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行います。
- ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、ご利用者ご家族に対して適切なサービスが多様な事業所から提供されるように紹介し、ご利用者に選択していただきます。
また、各事業所をケアプランに位置づけた理由についても説明いたします。
- 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、ご利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、必要に応じて市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業、介護保険施設、医療サービス等と連携をとります。

5 居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの提供方法及び内容

- 1) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成にあたっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接して解決すべき課題の把握(以下、アセスメントという)します。そのアセスメントの結果に基づいて、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し作成します。
- 2) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成後においても、ご利用者やそのご家族、事業者等と常に連絡をとり、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況を把握するとともに、ご利用者について再アセスメントをし、必要に応じて居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の変更、事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。
- 3) 前項の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の実施状況、アセスメント等について適切な記録を作成・保管して、ご利用者に対し継続的に情報提供、説明等を行います。

＜サービスの内容＞

- ① ご利用者の状況の把握とアセスメント
- ② 居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者との連絡調整
- ④ サービス実施状況把握、評価

※ 居宅訪問・居宅介護支援の場合は概ね月1回・介護予防支援の場合は概ね3ヶ月1回、及びご利用者からの依頼があった場合、居宅介護支援業務及び介護予防支援業務の実施に不可欠と認められる状況で介護支援専門員は訪問いたします。ご利用者の状態が安定しており、ご利用者の同意を得て、サービス担当者会議等で関係者との合意を得ている場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、面談を行う事も可能です、その場合は2ヶ月1回(介護予防支援の場合は6ヶ月1回)の訪問とします。

6 その他の居宅介護支援サービス

- ① 要介護(要支援)認定に対する協力、及び認定申請の代行
- ② 相談業務(電話・訪問・来所等を通してご利用者からの相談に適切に対応します)
- ③ 給付管理(国保連に提出する介護保険給付管理を行います)
- ④ 介護保険施設への入所を希望された場合の情報提供と援助

7 市町村への届け出

この居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは担当の居宅介護支援専門員にご相談下さい。

8 入院時の医療機関への連絡について

病院等に入院をした際には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携を行う必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えて下さい。

9 ご利用者の負担金について

居宅介護支援及び介護予防支援の利用料は介護保険で全額給付されますので、ご利用者の負担はありません。

但し、保険料を滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき介護支援費及び介護予防支援費としての金額をお支払いください。その後、当事業所発行のサービス提供証明書を保険者窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

*「居宅介護支援費・介護予防支援費」については、別紙をご参照下さい。

*当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2の通りです。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止委員会の開催
- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待防止を啓発・普及するための研修を実施
- 4) 専任担当者の配置 虐待防止に関する担当者 山口由美子
- 5) 成年後見制度の利用を支援
- 6) 苦情解決体制を整備

11 身体的拘束等の原則禁止

ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、ご利用者が継続して居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- 1) 感染対策委員会の開催
- 2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- 3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- 4) 専任担当者の配置 感染症防止に関する担当者 山口由美子

14 サービスのキャンセル及び契約期間途中での解約等について

- 1) ご利用者がこの居宅介護支援及び介護予防支援に係る訪問調査、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセル、又は中断する場合には、速やかに当事業所までご連絡ください。
- 2) 居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画書の変更、ご利用者が依頼された事業者との連絡調整等を取り消す場合も速やかに当事業所まで連絡先ご連絡ください。
- 3) ご利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

15 秘密保持

- 1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。
- 2) 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

16 事故発生の対応

居宅介護支援及び介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者ご家族、当該市町村及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

17 苦情等の相談窓口

サービスに対する苦情やご意見、手続き等のサービスに関する御相談、記録等の情報開示の請求は以下で受け付けています。

* 苦情受付窓口(担当者): 管理者 山口 由美子

* 受付時間: 営業時間内(9:00~17:45) 電話 046-874-5915

* 下記、公的機関の窓口においても苦情を申し立てることができます

三浦市役所 高齢介護課	所在地 三浦市城山町1-1 電話 046-822-1111 対応時間 8:30~17:15(土日・祝祭日・年末年始除く)
横須賀市役所 民生局福祉こども部介護保険課	所在地 横須賀市小川町11 電話 046-822-8253 対応時間 8:30~17:15(土日・祝祭日・年末年始除く)

* 他 現住所がある市区町村の介護保険担当

18 事業計画及び財務内容の閲覧について

本事業所では、事業運営の透明性の確保のため、ご利用者及びご家族の求めに応じてその内容を開示します。

居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。重要事項説明の証として、本書を2通作成し、各署名捺印の上、各1通を保持する。

令和 年 月 日

事業者 住所 神奈川県三浦市三崎町諸磯 24-1

事業所名 医療法人社団ユニメディコ サンライズ居宅介護支援事業所

管理者名 山口 由美子

説明者氏名

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意し交付をうけました。

令和 年 月 日

ご利用者 住所

氏名

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所

氏名

(利用者との関係)

(注)「代理人」欄には、ご本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、代理人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

別紙【料金表】(2025.4/1~)

(1)居宅介護支援・介護予防支援の基本報酬 (1ヶ月につき) (4級地:10.84) 2025.12/1~

居宅介護支援費 I (i)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 45 件未満	要介護 1・2	1086 単位/月(11,772 円)
		要介護 3・4・5	1411 単位/月(15,295 円)
居宅介護支援費 I (ii)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 45 件以上 60 件未満	要介護 1・2	544 単位/月(5,896 円)
		要介護 3・4・5	704 単位/月(7,631 円)
居宅介護支援費 I (iii)	介護支援専門員 1人あたりの担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位/月(3,533 円)
		要介護 3・4・5	422 単位/月(4,574 円)
介護予防支援費 (II)	指定居宅介護支援事業所が行う場合	要支援1・2	472 単位/月(5,097 円)

(2) i 加算(特定事業所加算)厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定

特定事業所加算(I)	常勤の主任介護支援専門員 2名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している事、他基準 13 項全てに適合している場合。	519 単位(5,625 円)
特定事業所加算(II)	常勤の主任介護支援専門員 1名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置している事、他基準 13 項中 12 項目に適合している場合。	421 単位(4,563 円)
特定事業所加算(III)	常勤の主任介護支援専門員 1名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置している事、他基準 13 項 12 項目に適合している場合。	323 単位(3,501 円)
特定事業所加算(A)	常勤の主任介護支援専門員 1名以上配置し、常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置している事、他基準 13 項 12 項目に適合(連携可 4 項目)。	114 単位(1,235 円)
特定事業所医療介護連携加算	上記加算 I ~ III のいずれか算定し、前々年度の病院との退院、退所連携回数が 35 回以上、ターミナルケアマネジメント加算 15 回以上算定している場合。	125 単位(1,355 円)

(2) ii 各加算

初回加算	・新規として取り扱われる計画を作成した場合。 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合。	300 単位(3,252 円)
入院時情報連携加算(I)	・入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後又は営業日以外に入院した場合は入院日の翌日も含む。	250 単位(2,710 円)
入院時情報連携加算(II)	・入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日出ない場合はその翌日も含む。	200 単位(2,168 円)
イ)退院・退所加算(I)イ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンス以外の方法により1回受けていること。	450 単位(4,878 円)
ロ)退院・退所加算(I)ロ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンスにより1回受けていること。	600 単位(6,504 円)
ハ)退院・退所加算(II)イ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を、カンファレンス以外の方法により2回受けていること。	600 単位(6,504 円)
ニ)退院・退所加算(II)ロ	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を2回受けしており、うち1回はカンファレンスによること。	750 単位(8,130 円)
ホ)退院・退所加算(III)	入院等の期間中に病院等の職員から、利用者に係る必要な情報提供を3回受けしており、うち1回はカンファレンスによること。	900 単位(9,756 円)
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより病院等の職員と共に、利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。	200 単位(2,168 円)

通院時情報連携加算	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合。	50 単位(542 円)
ターミナルケアマネジメント 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行なう事ができる体制を整備していること。 ・医師の医学的知見に基づき、在宅にてターミナルマネジメントを受ける事に同意した利用者の居宅を訪問し(必要日数あり)心身の状況を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。 	400 単位(4,336 円)

(3) 減算

運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合。	基本報酬の 50% 減算
特定事業所集中減算	給付対象となるサービスについて、特定の事業所の割合が正当な理由なく 80% を超える場合。	200 単位減/月
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、計画に従い必要な措置を講ずる。	所定単位の 100 分の 1 を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止委員会を定期的に開催し、職員への周知徹底、虐待防止の指針を整備し、職員への定期的な研修の実施 ・上記措置を実施するための担当者の設置。 	所定単位数の 100 分の 1 を減算
同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一建物に居住する利用者。 ・1月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者。 	所定単位数の 5% 減算

* 居宅介護支援の利用料は介護保険で全額給付されますので、ご利用者の負担はありません。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料金を全額負担しなければならなくなり、下記の利用料がかかることになります。